

「2020年合格目標 LEC 工藤道場合格レスキュー2020[FINAL]」から
第52回社労士試験【選択式】厚年法 空欄D及びEの出題が**的中**しました



LEC教材掲載内容(抜粋)

[RM20104 p.183]

- 1) 1) 第1号改定者又は第2号改定者が、**①平成19年4月1日**以後に離婚等をした場合であって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、**②実施機関**に対し、**③対象期間**に係る被保険者期間の標準報酬の改定又は決定を請求することができる(「標準報酬改定請求」という。)。ただし、標準報酬改定請求は、離婚等をしたときから**④2年を経過**したときその他の厚生労働省令で定める場合に該当するときは、することができない。
- (1) 当事者が標準報酬改定請求すること、**⑤按分割合**について**⑥合意**しているとき
- (2) [略]

本試験出題はこうでした!

第52回 社労士試験 問題
【選択式】 厚生年金保険法 【空欄D及びE】

- 3 厚生年金保険法第78条の2第1項の規定によると、第1号改定者又は第2号改定者は、離婚等をした場合であって、当事者が標準報酬の改定又は決定の請求をすること及び請求すべき について合意しているときは、実施機関に対し、当該離婚等について対象期間に係る被保険者期間の標準報酬の改定又は決定を請求することができる。ただし、当該離婚等をしたときから を経過したときその他の厚生労働省令で定める場合に該当するときは、この限りでない。とされている。

解答 → ⑤按分割合
解答 → ②2年

的中!